

運用規約

通所リハビリテーション事業所運営規定

第1条（事業の目的）

おおや整形外科クリニック（通所リハビリテーション）事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、指定通所リハビリテーションを提供することによって、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 事業の実施に当っては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、技術の進歩に対応し、適切な技術を持ってサービスの提供を行う。
2. 前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に沿ったものでなければならない。

事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な提携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は以下の通りとする。

1. 名 称 おおや整形外科クリニック
2. 所在地 静岡県静岡市駿河区片山8-15

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

1. 医師：1名（専従、常勤）
2. 機能訓練指導員：理学療法士：2名以上（専従、常勤）、2名以上（専従、非常勤）
3. 看護師：1名以上（専従、常勤）
4. 介護職員（送迎含む）：3名以上（専従、常勤）

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日

月、火、水、金曜日とする。ただし祝祭日、夏季休暇（当院規定）、年末年始は除く。

2. 営業時間

営業時間は下記の時間帯とする。

9時30分～10時45分、 10時45分～12時

13時～14時45分、 14時45分～16時

第6条（指定通所リハビリテーションの利用定員）

事業所の利用定員は、次の通りとする。

1単位目 10名、 2単位目 10名、 3単位目 20名、 4単位目 10名、

第7条（指定通所リハビリテーションの内容）

指定通所リハビリテーションの内容は、次の通りとする。

1. 送迎
2. 個別リハビリテーション
3. 物理療法
4. 体操
5. 日常生活動作指導
6. 健康管理

第8条（指定通所リハビリテーションの利用料その他必要な費用の額）

1. 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスである場合は、利用者負担割合証に記載の負担割合に応じた金額とする。
2. 前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。
飲食費その他利用者に負担させることが適当と認められる費用
3. 前項に規定する費用の額に関わるサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第9条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は静岡市駿河区（一部地域を除く）とする。

第10条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、指定通所リハビリテーションの利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

1. 火気の取り扱いには充分注意することとし、所定の場所以外では喫煙は控えること。
2. 事業所内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努めること。
3. その他、ほかの利用者の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳につつしむこと。

第11条（緊急時等における対応方法）

1. 従業者は、指定通所リハビリテーションの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。
2. 前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者及び主治医に報告するものとする。

第12条（非常災害対策）

防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、その者に消防計画を作成させるほか、避難、救出訓練を実施するなど、対策に万全を期さねばならない。

第13条（衛生管理等）

1. 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じなければならない。
2. 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずるものとする
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるもの）をおおむね6月に1回以上開催する。その結果は通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図るものとする
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
 - ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

第14条（虐待防止に関する事項）

1. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする
 - ・虐待防止委員会を原則年1回開催する。
 - ・虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・その他虐待防止のために必要な措置

2. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第15条（身体的拘束等の適正化の推進）

事業者は以下の規定に則り不当な身体拘束をなくし、高齢者の尊厳を守るものとする。

1. 利用者本人または他人の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
2. 身体拘束を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
3. 身体拘束適正化検討委員会を原則年1回、虐待防止委員会と同時開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
4. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
5. 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を原則年1回、開催する。（社内大学等の閲覧を含む）

第16条（業務継続計画の策定等）

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施する為や、非常時の体制で早期の業務の業務再開を図る為の計画（以下、業務継続計画とという）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第17条（その他運用に関する重要事項）

1. 事業者は、従業者等の質的向上を図るため、研修機会を適宜設けるものとする。
2. 従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 事業者は、従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

附側 この規定は、令和元年10月1日から施行する

この規定は、令和3年4月1日から一部改正する

この規定は、令和6年4月1日から一部改正する